

＝今後の委員会審議への要望書＝

2007年12月11日

淀川水系流域委員会 委員長 宮本博司 殿

「淀川水系流域委員会 ギャラリーのつどい」一同

取りまとめ:主催者「住民参画研究会」(準備会)事務局

木村俊二郎 浅野隆彦

5ヶ月、10回に及ぶ委員会運営を気魄高く続けて頂いている事に感謝申し上げます。

11月26日の「つどい」にお疲れにも関わらずご参加頂き、熱心に「意見聴取」をして頂いた事にもお礼を申し上げます。

さて、委員会が次の局面へと展開しようとしているこの時機、すなわち、第66回委員会が「今後の委員会の進め方」として、テーマを絞った審議へと展開されようとし、第66回から実行しておられる訳ですが、傍聴者の懸念が沸き起こっています。

もちろん審議を濃密にし、問題点を明確にし、より核心に迫った議論を引き出す為、この手法は必要であります。また、ダムの要否が最大の課題である事もその通りであります。委員会の「審議方向を決める」のも「委員会そのものの、自主・独立的専権」であります。その認識の上で、改めてお願いしたいのです。

「淀川水系流域委員会は流域住民に依拠し、積極的な住民意見の聴取に努める。」誕生以来の優れた姿勢であり、この事により流域住民の多くが委員会の傍聴に詰め掛けると共に、「琵琶湖・淀川」への関心を更に高め、調査・研究に励み、この水系に対する見識を高めて来ています。「淀川水系流域委員会は流域住民に依拠し、流域住民意見を積極的に反映しながら、確実性の高い審議を進める。」段階に来ていると考えております。

「つどい」の結果、参集者から委員会に対し「今後の委員会審議の内容についての要望書」を纏めて提出する事になりました。ここに皆さんから集まった意見をお示し致しますので、これからの審議に十分反映して頂けますよう、お願いする次第です。

2007年12月5日

淀川水系流域委員会 様

宇治・世界遺産を守る会
藪田秀雄

私がこれからの委員会の審議に求める内容

治水と河川環境の保全を同時に満足でき、しかも地域住民が納得でき、かつ税金で行う公共事業（当然のことながら無駄をなくす）という観点を踏まえた河川整備計画が策定されるための審議をお願いしたい。

I、宇治川の治水と河川環境

1、宇治川の課題

①槇島堤防の早期補強、②洪水対応、③天ヶ瀬ダム 1,500 m³/s 放流の関連改修工事で破壊された河川環境（環境と景観）の修復・復元、④河床低下の進行と堤防の安全性の問題、⑤砂州の消滅と水生生物生息環境の変化、復元の方策、⑥河川水質の変化 藻の異常発生などがある。これらの課題を解決する総合的な河川整備計画が必要であると考えます。

2、宇治川 1,500 m³/s 河川整備の妥当性についての検討

①宇治川河川整備計画の対象について

ア、原案の整備目標である戦後最大洪水・昭和 28 年台風 13 号洪水=1,100 ~1,200 m³/s、イ、河川整備基本方針の宇治川 1/150 洪水 1,500 m³/s、ウ、琵琶湖後期放流 1,500 m³/s、のいずれにおくのが妥当であるのか治水と河川環境の保全の観点から検討・検証をおこなう必要がある。

淀川水系[河川整備基本方針の宇治地点の計画高水流量は 1,500 m³/s である。一方、淀川水系河川整備計画原案は「淀川本川及びその上流の各支川については昭和 28 年台風 13 号を対象とする。・・・琵琶湖については、・・・下流において被害を生ずるおそれがなくった洪水時後期に速やかに琵琶湖の水位を低下させて琵琶湖沿岸の被害を軽減するため、後期放流対策を行う。」としている。

河川管理者の説明は、基本方針で宇治川は 1/150 で 1,500 m³/s が決められているので、それに基づいて宇治川 1,500 m³/s 改修をおこない、それを利用して琵琶湖後期放流 1,500 m³/s をおこなうとしている。第 67 回委員会の説明では、天ヶ瀬ダム 2 次調節を宇治川 1,500 m³/s 改修の理由としている。

第 67 回委員会で明らかになったように原案の河川整備目標：宇治川戦後最大洪水・昭和 28 年台風 13 号洪水 1,100 m³/s 対応と宇治川 1/150 洪水 1,500 m³/s 対応は異なり、一貫性がない。

また宇治川 1/150 洪水 1,500 m³/s と琵琶湖後期放流 1,500 m³/s は高水位の継続時間が 1 日程度と 10 日から 2 週間程度とまったく規模が異なる。

下流の堤防の安全性、流況変化などの影響、内水排除問題など十分に検討が必要である。

②宇治川 1/150 洪水の宇治地点の計画高水流量 1,500 m³/s の妥当性について

昭和 46 年淀川水系工事实施基本計画の宇治地点計画高水流量 $1,500 \text{ m}^3/\text{s}$ および平成 19 年淀川水系河川整備基本方針の宇治地点計画高水流量 $1,500 \text{ m}^3/\text{s}$ について、これまで計算根拠を明らかにした説明がなかった。また審議もなかった。納得ゆく説明と検証が必要である。

3.2、塔の島地区 $1,500 \text{ m}^3/\text{s}$ の妥当性についての検討

宇治地点（原案では山科川合流点上流）計画高水流量 $1,500 \text{ m}^3/\text{s}$ である場合、塔の島地区で $1,500 \text{ m}^3/\text{s}$ になることの説明、残留域からの流入量 $300 \text{ m}^3/\text{s}$ に対することへの質問・指摘に対して、11 月 4 日「塔の島地区河川整備に関する意見交換会」資料—4 と説明と計算に問題がある。

11 月 4 日の意見交換会では、河川管理者は宇治川の宇治地点の計画規模 1/150 の計画高水流量は $1,500 \text{ m}^3/\text{s}$ であり、天ヶ瀬ダムから山科川が合流するまでの一連区間において宇治地点の計画高水流量 $1,500 \text{ m}^3/\text{s}$ にこれに対応した河道計画を策定するとし説明しておらず、天ヶ瀬ダム 2 次調節などの理由はまったく出していない。

11 月 4 日の説明は「天ヶ瀬ダム再開発後の計画最大放流量 $1,140 \text{ m}^3/\text{s}$ + 宇治発電所放流量約 $60 \text{ m}^3/\text{s}$; 天ヶ瀬ダム～山科川間の流入量＝宇治地点計画高水流量 $1,500 \text{ m}^3/\text{s}$ 」としている。

「流出計算モデル（貯留関数法）による計算」では「建設省河川砂防技術基準（案）同解説調査」では洪水流出計算にあたっては、必要に応じ流域を流出計算モデルに応じて適当な大きさに分割する。・・・あまり小さくしすぎると（例えば流域面積 30 km^2 以下）1 時間単位の計算の適合しないことがあるので注意を要すると記載されている」としながら、「宇治川では天ヶ瀬ダムから山科川の間に約 27 km^2 の流域から流入する小支川をまとめて 1 つの小流域支川としてモデル化し、宇治川への流入量を求めた」としている。

[宇治橋上流域における流出量の検証]

合理式による宇治橋上流域からの流出計算結果として下記の結果を出している。
合理式 Q (流出量 m^3/s) = $1/3.6 \cdot f$ (流出係数) $\cdot r$ (洪水到達時間内の平均雨量強度) $\cdot A$ (流域面積 km^2)

流域の範囲	最長流路長 (km)	洪水到達時間 (分)	洪水到達時間内の平均雨量強度		流域面積 (km^2)	流出係数	流出量		天ヶ瀬ダム放流量 (m^3/s)	宇治発電所放流量 (m^3/s)	計画洪水量	
			100 年 (mm/h)	150 年 (mm/h)			100 年 (m^3/s)	150 年 (m^3/s)			100 年 (m^3/s)	150 年 (m^3/s)
宇治橋上流域	10.4	79.4	75.8	82.1	16.8	0.7	248	268	1,140	60	1,448	1,468

問題点

上記の式で宇治橋上流域の計画洪水流量 (1/150) は、 $1,140 + 60 + 268 = 1,468 (\text{m}^3/\text{s})$ 。この場合の流域面積は 16.8 km^2 である。山科川合流点上流域の流域面積は 27 km^2 である。この式で計算すると、山科合流点上流の計画洪水流量 (1/150) は、 $1,140 + 60 + 431 = 1,631 (\text{m}^3/\text{s})$ となり、計画高水流量を超えることになる。宇治橋上流

(塔の島地区) $1,500 \text{ m}^3/\text{s}$ を強調したいがために、不適切な式を用いていると考えられる。またその後の一般からの質問に対して宇治橋上流域の計画洪水流量を求めた式と宇治地点計画高水流量を求めた計算式は別のものであると回答している。

II、塔の島地区河川整備についての検討

1、塔の島地区 $1,500 \text{ m}^3/\text{s}$ 整備の妥当性と $1,200 \text{ m}^3/\text{s}$ 整備提案について

塔の島地区の河川整備を検討する場合、宇治川のもつ特別の価値（宇治市の生命線、世界遺産と一体となったシンボル景観、宇治市景観計画における重点区域）をふまえた検討が求められる。

①改修目的と規模について

宇治橋下流はすでに $1,500 \text{ m}^3/\text{s}$ の流下能力をもっている。塔の島地区では、河川整備計画の対象を①戦後最大洪水・昭和 28 年台風 13 号洪水 $=1,100 \sim 1,200 \text{ m}^3/\text{s}$ 、②宇治川 1/150 洪水 $1,500 \text{ m}^3/\text{s}$ 、③琵琶湖後期放流 $1,500 \text{ m}^3/\text{s}$ 、のいずれにおくかによって河川環境への影響が決定的に異なる。

II の 1 の③もふくめて実際の改修規模の検討・検証が必要である。

$1,500 \text{ m}^3/\text{s}$ 改修の妥当性と私たちが治水と河川環境の妥協点として提起している $1,200 \text{ m}^3/\text{s}$ 改修について検討されたい。

②河川環境の修復・復元について

塔の島地区における河川整備計画にまず位置づけなければならないことは天ヶ瀬ダム $1,500 \text{ m}^3/\text{s}$ 放流の関連改修工事で破壊された河川環境の修復・復元である。

ア、河積を狭め、河川環境を悪化させた塔の川締切堤、導水管、亀石遊歩道の撤去は当然のことである。なお導水管は塔の川締切堤の撤去によって無用の長物となるのであって、計画で言う槇尾山水位計までの部分撤去でなく、天ヶ瀬吊橋までの撤去を行うべきである。

イ、亀石の保全

ウ、塔の島、橘島の危険護岸の改善はこれまた当然のことであり、安全性と景観・環境を考慮したものでなければならない。橘島の 1 m 切り下げは、必然性はなく、後期放流 $1,500 \text{ m}^3/\text{s}$ 時に島を水没させ、島を全面石とコンクリートで固める内容であり、環境と景観上も問題であり、再検討を要する。

エ、天ヶ瀬ダム建設による河川の寸断・土砂の供給の遮断と塔の島・橘島の東半分の掘削と護岸のコンクリート・直線化、下流の河床低下などによって塔の島地区でも約 1.5m の河床低下がおこり、砂洲が消滅し、魚などの水生生物の生息環境が悪化している。 $1,500 \text{ m}^3/\text{s}$ 改修・河床掘削はこの河床低下にいつそうの拍車をかける危険性がある。河床低下と砂洲消滅の原因をふまえて対策を検討する必要がある。

オ、計画では、親水性を名目に塔の島地区のあちこちを捨石で埋めて無理に水辺に近づこうとしているが、このような捨石工法には問題がある。河川は砂洲ができれば降りればよいのであって、無理に捨石で埋め立てる必要はないし、河川環境を破壊するものといえる。

③塔の島地区の現況流下能力の検証と流下能力増強の方策について

河川管理者は、塔の島地区の現況の流下能力 $890 \text{ m}^3/\text{s}$ が対策（塔の川締切堤の撤去、導水管の部分撤去、亀石遊歩道の撤去、右岸道路の嵩上げの 4 つの対策）

で流下能力を $1,120 \text{ m}^3/\text{s}$ になるとしている。現況の流下能力を精査し、さらに塔の川落差工を可動にして全開にした場合の塔の川の流下能力の計算も行うべきである。

④河床掘削およびその規模の妥当性について

河川管理者は、塔の島地区 $1,500 \text{ m}^3/\text{s}$ 改修の河床掘削を提示している。この河床掘削によって水位が約 1m 低下し、名勝亀石が陸地化することに象徴されるように河川環境は修復不能までに破壊される危険性がある。河床掘削及びその規模の妥当性について検討されたい。

Ⅲ、天ヶ瀬ダム再開発と琵琶湖後期放流 $1,500 \text{ m}^3/\text{s}$ と天ヶ瀬ダム $1,500 \text{ m}^3/\text{s}$ 放流についての検討

1、天ヶ瀬ダム再開発の放流能力の増大の妥当性について

計画洪水対応時最大放流量 $1,140 \text{ m}^3/\text{s}$

琵琶湖後期放流対応時最大放流量 $1,500 \text{ m}^3/\text{s}$

①計画洪水時最大放流量 $1,140 \text{ m}^3/\text{s}$ の根拠はなにか。

2、琵琶湖後期放流 $1,500 \text{ m}^3/\text{s}$ と天ヶ瀬ダム $1,500 \text{ m}^3/\text{s}$ 放流の妥当性について

①目的とする琵琶湖沿岸の浸水の実態とこれまでの委員会の提言・意見（土地利用の誘導などの対策）と $1,500 \text{ m}^3/\text{s}$ の必要性についての検証

天ヶ瀬ダム $1,500 \text{ m}^3/\text{s}$ 放流と琵琶湖後期放流 $1,500 \text{ m}^3/\text{s}$ の目的とされる琵琶湖沿岸の浸水被害は、琵琶湖総合開発事業によって大きく改善されている。

②榎島地区の堤防の安全性および流況変化による影響・内水排除問題など

琵琶湖後期流に伴う天ヶ瀬ダム $1,500 \text{ m}^3/\text{s}$ 放流は、宇治川にとって高水位で 10 日から 2 週間におよぶ長期間の放流である。このような高水位で長期間の放流は全国に例がない。また下流の榎島地区の堤防は、宇治川と堤防の成り立ちからして、安全性に大きな疑問があり、安全性の検証が必要である。また $1,500 \text{ m}^3/\text{s}$ 放流時の内水排除問題が懸念される。 $1,500 \text{ m}^3/\text{s}$ 放流による下流の流況変化について河川環境への影響が懸念される。

③トンネル式放流施設の安全性について

原案は天ヶ瀬ダムの左岸に日本一の巨大トンネル式放流施設を計画しているが地質上の安全性に疑問があり、安全性について十二分に検討されなければならない。

④低周波空気震動の影響について

アーチ式ダムの $900 \text{ m}^3/\text{s}$ 放流とトンネル式放流施設の $600 \text{ m}^3/\text{s}$ 放流による低周波空気振動の影響は周辺住民に大きな影響を与える可能性があり、慎重なアセスメントが必要である。

⑤なぜ宇治川昭和 28 年台風 13 号洪水を上回る高水位で長期間の琵琶湖後期放流 $1,500 \text{ m}^3/\text{s}$ を受け入れなければならないのか市民として納得・理解しがたい状況がある。

Ⅳ、「瀬田川洗堰の洪水時全閉せず」の原案計画期間内の位置づけについての検討

1、整備計画は洗堰洪水時放流を加味して検討すべきではないのか

原案は、「宇治川・瀬田川における対策及び大戸川ダムの整備を行った後、下流に影響を及ぼさない範囲で、原則として瀬田川洗堰の全閉操作は行わないこととし、洪水時においても洗堰設置前と同程度の流量を流下させることとする。」としている。

① 瀬田川洗堰を洪水時 $94 \text{ m}^3/\text{s}$ 流下させた場合の琵琶湖洪水への効果、瀬田川洗堰の洪水時 $94 \text{ m}^3/\text{s}$ 流下 + $1,500 \text{ m}^3/\text{s}$ 放流の効果、瀬田川洗堰の洪水時 $94 \text{ m}^3/\text{s}$ 流下 + $1,200 \text{ m}^3/\text{s}$ 放流の効果について河川管理者に質問しているが、いずれも回答がない。瀬田川洗堰の全閉操作は行わない、洪水時も洗堰設置前と同程度を流下させると河川整備基本方針方針と原案で決めたのは何のためなのか。琵琶湖の治水・浸水被害の軽減を目的にしているのであれば当然効果を検討した上で方針を決定すべきことではないのか。納得ゆく説明を求めたい。

② 「宇治川の治水計画は瀬田川洗堰を全閉とし、琵琶湖からの『放流をゼロ』とすることが、前提になっている」(11月4日塔の島地区河川整備に関する意見交換会資料4)との記述に対して、「これまではそうであったが河川整備基本方針方針と原案では洗堰の全閉操作はしない、洪水時も洗堰設置前と同程度の流量を流下させるということでないのか。とすれば洪水時に洗堰を流下させる場合の計画を出すべきではないか」との質問に対して、河川管理者は「洗堰を全閉しないということではなく検討するということ」と理解できない回答をおこなっている。原案で検討しているのは洗堰の操作規則の見直しを検討するとともに、全閉操作を行わないこととした場合の流出増分に対する対応方法についての検討である。

「瀬田川洗堰の洪水時全閉せず」の原案計画期間内の位置づけ、計画されている流下流量などについて再度明らかにさせ、その妥当性を検討する必要がある。

以上

* 淀川水系河川整備計画原案における宇治川

原案の整備目標 (原案 p 60)

「淀川本川及びその上流の各支川については昭和 28 年台風 13 号を対象とする。……。琵琶湖については、……。下流において被害を生ずるおそれなくった洪水時後期に速やかに琵琶湖の水位を低下させて琵琶湖沿岸の被害を軽減するため、後期放流対策を行う。」

具体的な整備内容 (原案 p 61)

① 宇治川 山科川合流地点上流において $1,500 \text{ m}^3/\text{s}$ の流下能力を確保するため、以下の対策を実施する。これにより、宇治川において戦後最大の洪水に対する安全な流下が可能となるとともに、洪水後期の琵琶湖の速やかな水位低下を図る。

- ・ 隠元地区において、引堤及び河道掘削を実施する。
- ・ 塔の島地区においては優れた景観が形成されていることから、学識景觀者の助言を得て、景観、自然環境の保全、親水性に配慮した河道整備を実施する。
- ・ 天ヶ瀬ダム再開発事業に基づき、天ヶ瀬ダムの放流能力を増強させる。トンネル式放流施設 (左岸)。

② 瀬田川

琵琶湖後期放流に対応するため、大戸川合流点より下流において、 $1,500 \text{ m}^3/\text{s}$ の流下能力を確保する。……………。

今後の淀川流域委員会審議に求める内容

2007 年 12 月

中川 学 [技術士 (建設部門)]

【天ヶ瀬再開発】

1. アーチ式天ヶ瀬ダムと河岸岩盤の安全の問題

天ヶ瀬ダムからの放流トンネルが左岸側の岩盤をくり貫いて掘削されるように計画されているが、安全性の面で大いに不安がある。

ダム本体には非常に大きな水圧が作用しているが、天ヶ瀬ダムはアーチ式ダムであるから、この強大な応力はダムサイトの岩盤に伝えられ、ダムはその岩盤に支えられて安定しているわけである。つまり岩盤にはダム湖岸から直接作用する水圧だけでなく、ダム本体から伝わる強大な応力が作用しているわけである。こうした条件下において、新たに入り口で直径 12m、出口で 26mの大きさの、水路トンネルとしては日本一（国交省パンプ）という巨大なトンネルを掘削するというわけである。当然地山に大きな影響を与えることとなるが、岩盤強度に問題はないのか。左岸側には既に、ダム工事の時に掘削された転流トンネルと府営水道の導水トンネル及び発電用の放流トンネルが存在しており、言わば穴だらけの状態である。トンネル掘削時の発破により、地山の岩盤に緩みを生じることも考えられる。岩盤内の応力バランスが崩れて破壊されることはないのか、近傍には断層の存在も指摘されているが、地震時にも安全と言えるのか大いに不安である。

もし万が一、ダムサイトが崩壊するような事態となれば、ダム決壊につながるのは必定である。直下には人口 19 万人の宇治市街地があり、さらには淀川下流部の大都市が控えており、被害の地獄図は凡そ描ききれるものではない。

【天ヶ瀬再開発】

2. 塔の島地区の改修計画流量を 1500 m³/s とすることの見直し

塔の島地区の宇治川改修計画流量を 1500 m³/s とすることには合理的な根拠はなく、白紙に戻して再検討すべきである。

先ず「淀川水系河川整備基本方針」において、「宇治地点」の計画高水流量は 1500 m³/s とされているが、これは塔の島地点より約 5 km 下流の山科川合流前地点における流出量（計算上の洪水流量）であって、宇治橋地点のものではない。150 年確率とされる宇治川洪水時の天ヶ瀬ダムからの放流量は 1140 m³/s であるから、塔の島地点ではこれにプラス α 程度のもので、1500 m³/s よりはるかに小さい流量で済むことが明らかである。

国交省では、「宇治橋地点」の計画高水流量が 1500 m³/s となることを説明するために、合理式による計算結果を持ち出ししたりしているが、宇治橋地点を 1500 m³/s と算出したた

めに、「宇治地点」（＝山科川合流点上流）では $1500 \text{ m}^3/\text{s}$ を超えてしまうような、説明不能で支離滅裂状態に陥っている始末である。

加えて、現在住民意見を反映して策定されようとしているのは、「淀川水系河川整備計画」であるが、この原案に示された改修計画流量が、基本方針流量（ $1500 \text{ m}^3/\text{s}$ ）よりさらに小さいことに留意すべきである。原案では過去最大洪水流量を対象としており、「宇治地点」（山科川合流前地点）における計画流量は $1100 \text{ m}^3/\text{s}$ とされている。当然、塔の島地点ではさらに小さな数値となることが明らかであり、余裕をもって $1100 \text{ m}^3/\text{s}$ 程度としても何ら問題はないと考えられる。「100 歩譲って」言えば、 $1500 \text{ m}^3/\text{s}$ ありきとした場合にも、これを将来計画とした上で、当面の整備計画流量を適正に定めることも考えられる。

琵琶湖沿岸地域の安全、宇治川洪水からの安全、そして塔の島景観の保全回復という三要素を満足する改修流量を、再度、白紙から検討し直すべきである。

【天ヶ瀬再開発】

3. 改修事業に伴う膨大な地元負担金の問題

宇治川改修及び天ヶ瀬ダム再開発事業は国交省による国直轄事業として実施されようとしているものであるが、この場合河川法第 60 条の規定により、都道府県には事業費の十分の三、或いは三分の一という高率の負担義務（事業の種類により負担率は変化する）が発生することになる。つまり天ヶ瀬ダムをはじめ宇治川塔の島地区の所在地である京都府の負担とされるわけである。しかも天ヶ瀬ダム再開発事業に要する費用は、当初 330 億円とされていたものが、最近の近畿地整の試算では 500 億円を超えるとされている。

宇治川改修計画流量を $1500 \text{ m}^3/\text{s}$ とすることに根拠がないことは上記のとおりであり、唯一目的として説明されるのは、琵琶湖沿岸低地部の浸水被害の軽減である。上下流の対立を煽るものではないが、少なくとも京都府民にとって、巨額の負担金を支出するほどの積極的な意義は見出されないのが明らかである。

「これからの淀川水系流域委員会の審議に求める内容」

2007(平成 19)年 12 月 1 日

志岐常正

「河口付近の問題全般」

「とくに堤防の保全と舟の安全」

洪水、地震、津波などの同時的ないし引き続く生起、襲来に対する備え

(「説明」：南海地震は必ず起こる)

「宇治川に関する問題全般」

＊「基本方針（宇治川、淀川関係）全般・治水・住民意見」

・基準点設定が少なく偏っている問題

「説明」：洗堰、天ヶ瀬ダム放流の際の判断が、枚方より下流（つまり大阪）の治水と琵琶湖沿岸の浸水被害に係る情報だけからなされ、宇治川沿岸の治水その他の状況が無視されることになりうる。

・地域住民の意見を全く聴いていない（「原案」はなおひどい）問題

・総合的視野、総合治水の視点に欠ける（「原案」はなおひどい）問題

「説明」：たとえば治水の常道の一つである分流案には一顧だにしていない。

(たとえば、超過洪水に際し、城陽の青谷川へ分水する案も考えられる。)

＊「1,500m³/s（後期）放流問題全般」

・1,500m³/s 後期放流の根拠

近年の琵琶湖沿岸”浸水被害”の実情からみて必要性が疑わしい

・「天ヶ瀬ダム大量(1,500m³/s)後期放流の是非

その安全、景観、環境その他に与える影響全般」

宇治市などの水害（破堤による水害、内水災害など）のリスク増大

放流のための”河川整備”による環境・生態系等の破壊（とくに塔の島地区）

・洗堰からの”1,500m³/s 後期放流”の技術的方法（施設を含む）は？

・天ヶ瀬ダムからの 1,500m³/s 放流の具体的方法は？

トンネル掘削の妥当性、安全性は疑問 → 「地質学的問題」

・下流の堤防の安全確保が前提であり、十分な改修がなされるまでは 1,500m³/s 放流を行わないことの再確認。

(「説明」：管理者は口頭では何度も約束している。)

＊生態系（各種生物の生存・生育環境条件）を保全し改善する河川整備問題全般」

・現状把握（河状変遷、とくにすでに成された河川整備の影響の検討—具体的に）。

・整備を行う場合の生態系その他に与える影響デザイン（予測だけでなく）

(「説明」：河状（蛇行、瀬・淵・洲などの分布・発達、礫・砂・泥質底質の分布、それらを形成する過程の予測などが重要。それには、河の掃流力の把握、礫や砂の移送、堆積などの予測を要する。もちろん、各種動植物の生育・生存場の環境の理解が前提)

＊「宇治川洪水（洗堰放流制限解除前）問題全般」

・1,500m³/s の基本高水流量としての過大さ

- ・ ”昭和28年洪水に備える”ことが何故”宇治地点 1,500m³/s 流下”に？

(”宇治地点”の意味を委員に解説するを要す)

塔の島地区では 1,200 ～ 1,300m³/s 流下（後期も）の計画ではいけないのか？

- これなら景観、環境、生態系の保全、改善と両立する整備計画が可能だろう。

「地形・地質学的諸問題全般・治水」

「宇治川の洪水防御に関する問題（治水）」

- ・ 宇治川の河床低下状況、低下のメカニズムや過程の把握

(「説明」：河床低下は堤防の破壊リスクを高めている。天ヶ瀬ダムの建設、下流の掘削、宇治地区の整備などの影響解明の要あり。)

- ・ 今後、塔の島地区で河床を掘削し、アーチャー礫を剥がすなどした場合の、それより下流の河床低下への影響を検討、予測する要あり。)
- ・ 宇治川沿線一帯の自然史、とくに古河道の検討

(「説明」：かつての宇治川は扇状地を作りつつ分流して巨椋池に注いでいた、また、東宇治の東側からの川も直接に巨椋池に入っていたことも最近指摘されている。現在の堤防は、秀吉の時以来、これらの川を横切って作られている。当然これらの場所の堤防は切れ易いことになる。このような場所については、通常のような調査をするだけでは不十分である。)

- ・ 地震（とくに直下型地震）による堤防体及びその基礎地盤（断層破碎帯を含む）の液化化～弱化、断層活動による堤防の直接切断などの検討。
(「説明」：宇治川断層が宇治川に沿って存在すると言われる。洪水時に直下型地震が起こることもあり得る。)

- ・ 天ヶ瀬ダム付近一帯の地質の検討

ダムの放流能力を増大させる工事はしてもよいのか？

1) 地質条件の問題

(「説明」：天ヶ瀬ダム付近には、昔からしばしば崩壊するところがある。最近知見によれば、黄檗断層群の延長がこの方面に延びている。その分岐がちょうどトンネル計画場所にある可能性も否定できない。しっかりした調査が必要である)

2) 下流への影響

(「説明」：天ヶ瀬ダムの存在は、宇治川の縦断面にはなほだいに不連続性をつくり、上に触れた以外にも各種の負の影響を及ぼしている。放流量増強はこのような影響を大きくすることはあっても減ずることではない。この問題に関する管理者の問題意識はあまりにも手輕過ぎる。

3) 振動公害

(「説明」：現在起きている振動公害は、増えることはあっても減ずる可能性はない。)

「塔の島地区に関する諸問題」

- ・ 現在の河川管理者案（1,500m³/s 放流計画による整備案）の水面低下問題

(「説明」：淀川河川事務所の案は変転してきたが、塔の島地区で 1,500m³/s を流すことを前提としている点では一貫している。この流下を可能とするために、河床の掘削が計画されている。この整備の結果は、平水時の水面が 1 m ほど低下することになる。これが、亀石を含む塔の島地区の景観、環境、生態系の復元、改善をはばむ最大の問題である。)

- ・塔の島などの景観の捉え方

(「説明」：地元のある者に、塔の島は元々洲であるから、元の自然の洲に戻すべきであり、切り下げてよい。松も要らないという意見がある。これに対して、観光協会、商工会議所などからは、島の冠水や冠水による剝削、破壊が増えるようではいけない。景観は歴史的なものであり、たとえば桜祭りができなければ困るといった意見がある。地元市民の意見を尊重することが基本であろうが、第三者にからの客観的な意見があっても良いであろう。

- ・水理学的、堆積学的検討の必要

(「説明」：上に書いたいくつかの問題に関係するが、総じて、現在の管理者の河川の取り扱いには、砂礫など河床材料の動きに関する検討の不十分なところがあるように思われる。これでは”自然が自然を作るのを助ける”という言葉は、力でそれらしい河道を作っておいて、後は自然に任せるという無責任な態度の言い訳に過ぎないことになる。流域委員会では、ぜひ、もっと責任ある科学的予測を試みて欲しい。

「これからの委員会審議に求める内容」

2007年12月5日

自然愛・環境問題研究所

代表 浅野隆彦

「川上ダムに関連して」

- 1) 地質問題 a. 活断層の存在 b. 貯水池地すべりの危険
c. 団地への浸水の恐れ d. 南海、東南海巨大地震の影響
[住民立会「トレンチ調査」などの必要性、委員会外の地質学専門家等の意見を求める必要性あり。委員会への意見書NO. 661「それでも活断層は存在している」やNO. 676「川上ダムは安全か（改訂 第3版）」参照]
- 2) 治水問題 a. ダム集水域の小ささからの上野地区洪水防御効果疑問
b. 岩倉峡の流下能力を小さく見せようとしている
c. 県管理区間の「改修工事」により、ダム下流での浸水被害は考えられない
d. 計画規模洪水での川上ダム調節能力は説明より小さい
e. 上野遊水地の効果で計画規模洪水ピーク流量カットを考えると、周辺の浸水被害は考えられない（内水は別として）
f. 超過洪水を考える時、「ため池の嵩上げ貯留対策」は大変有効である
[遊水地効果の検証、岩倉峡流下能力の更なる検証、川上ダム集水域の降雨の実態と流域平均雨量設定の怪しさを解明するなどの必要あり。]
- 3) 利水問題 a. 伊賀水道 0. 358m³/Sの取水は木津川上流部の自流水で可能である b. 次善策として、いくつも「水利権転用策」があり、この僅かの利水で「ダム負担金」による伊賀水道料金の高騰になるのは許せない
[大内水位・流量観測所のデータは森井堰の還元水を外している事、昭和45年以前のもものが島ヶ原流域比で表されている事で信頼性が低い。荒木水位・流量観測所も堰との関係でデータが全く信頼できない。岩倉水位・流量観測所の流況をみると、近10カ年の内の「渇水流量」でさえ「河川維持流量+0. 358m³/S」を越えている。]
- 4) 環境問題 a. 川上ダム予定地周辺は生物の宝庫とも言われ、豊かな環境を残している地域であり、ダム建設は大きな不可逆性の「環境破壊」となる
b. オオサンショウウオを湛水予定地から上流域に移転させると言う保全策は「マヤカシ」であり、過密化する上流域で既に64%が再発見されていず、死んだ可能性が高い
c. 移転試験で既に湛水予定地から50尾が移転させられており移転試験の名目で全て追い出そうとしているように思われる
d. 猛禽類にしても、オオタカだけでなく、クマタカ、ハチクマ、ハヤブサ、ハイタカ、ノスリ、ミサゴ、サシバ、ツミ、チョウゲンボ

ウ、アオバズク、フクロウなど多彩であり、この地の生物環境が如何に豊かなものか教えている

- e. 川上川、前深瀬川とも「COD 8ppm」と高い数値になって来たが、ダム建設による開発が原因と思われる
- f. ダム貯水池の水質予測を比奈知ダムの水質に比較する方法を採用しているが、その「経過年」を考えると問題がある上、このシステムがどれほどの「誤差範囲」なのか科学的検証が進んでいない。

[現に溪畔林の根元に巣穴を作り、繁殖を続けているオオサンショウウオを移転させてしまうという策は「保全策」と言うてはならない。その自然環境に「在るがままの生息環境」として「保存」しなければ、常に「人工に追いやられる」ことが続くであろう。]

- 5) 堆砂問題
 - a. 既設ダム建設時の仮排水トンネル(転流トンネル)は少し手を加えれば、排砂トンネルとして使える上、最も環境、経済的に優れている
 - b. 現在、「ダム・アセットマネジメント」として木津川上流部の既設ダム群の「連携による」排砂対策の検討は、今入り口に在るばかりで、その「やりかた」「費用」その他多くの課題を検討していかななくてはならない。突如、「河川整備計画原案」に川上ダムの目的として計上するというのは、時期尚早でありすぎる。

「これからの委員会審議に求める内容」 その2

2007年12月11日

自然愛・環境問題研究所

代表 浅野 隆彦

「猪名川の問題」 現在はダム計画を引っ込めているが、今の原案の計画では次の「整備計画」で浮上する事になるのは間違いない。

「住民参画問題」 道路計画などでは一部「パブリックインボルブメント」の手法で、地域住民の合意形成を図るなどのケースが増えて来ている。淀川水系では「河川レンジャー」がその一角にあるとは言え、「河川整備計画決定」の意思表示、合意形成とは全く次元が違う存在である。真の公共性といえる「河川整備」が生まれるためには、その事業の構想段階からの「計画立案協議」、「執行への支援と監視」と言う面での住民参画が不可欠である。

淀川水系流域委員会での審議は、未だ中途であり、流域住民の要求からは程遠い「答申」：住民参加のさらなる進化に向けて：しか出せていない。

「環境問題」 ダムを中心とした「テーマを絞った審議」となることで、それらの関連での環境問題は浮上するであろうが、「琵琶湖」、「河口部」を中心に脱落する「環境問題」が出てくるのではないか？また、「治水・利水を議論する時は必ず環境問題を内在させて遣って貰いたい」ものである。

「私がこれからの委員会審議に求める内容」

異常渇水シュミレーションの問題点

07.11.26

佐川克弘

1) 水利使用の前提を無視

そもそも水利使用を許可する前提は、10年間に10日プラスアルファは基準渇水流量を下回することを前提としている。従って利用水位をBSL-1.5mとして40 m^3/sec の水利使用を可能にした琵琶湖開発は、少なくとも10年間に10日は琵琶湖の水位がBSL-1.5m以下となることを想定していたことになる。(今まで一度も琵琶湖の水位が利用水位を割り込まなかったのは、水利使用者の見込み違いにため権量を100%行使したことがなかったからである。)

今回河川管理者が提起している「異常渇水」は1/10どころか1/60である。このとき琵琶湖水位がBSL-1.5mを割り込むのは当たり前であって、このことを「大騒ぎ」すべきでない。

2) 1/60の渇水対策は、琵琶湖・淀川水系だけ許されるのか

丹生ダムに異常渇水対策用の貯水を認めることは、1/60のために国費を使うことを意味する。このような地域エゴが許されてよいのか。

3) アロケーションの開示

国費だけでなく下流の府県にも費用の分担を求めるとすれば、そのアロケーションを開示すべきである。

4) 維持用水の説明が不十分

河川管理者は河川維持用水に関して「生態系維持上必要な最小限の供給が想定され」と言うが、それではどんな生き物が質問すると具体的には回答していない。マボロシの生態系のために維持用水を「聖域」としているのは説明責任を果たしていない。

5) 寝屋川導水の説明がない

異常渇水シュミレーションに於いて寝屋川に流す水量をどうするのか何らの説明もない。

6) 富栄養化対策の説明がない

仮に丹生ダムに水を溜めると富栄養化して赤潮やアオコが発生する可能性がある。その水を琵琶湖に放流すれば琵琶湖の水質・生態系にどのような影響を与えるのか。全く影響を与えない有効な対策があるのか。具体的に説明してもらう必要がある。

7) 取水制限する水利使用者

今までシュミレーションでは取水制限する水利使用者を淀川下流の使用者に限定してきた。しかし1/60の異常渇水は「非常時」なのだから、その他の水利使用者にも応分の協力を要請すべきではなからうか。例えば京都市、京都府、奈良県、奈良市、三重県、名張市など。

特に宇治川で暫定水利権として0.804 m^3/sec 取水している京都府を放置しておくことは、淀川下流の水利使用者の理解が得られないと思う。

以上

淀川水系流域委員会殿

(丹生ダム)「異常渇水対策容量」の論拠を失った河川管理者

平成19年12月5日

「関西のダムと水道を考える会」

(代表) 野村東洋夫

[要旨]

河川管理者が丹生ダムに「異常渇水対策容量」が必要とする論拠は端的に言えば

“昭和14年～15年の大渇水が今もし再来すれば、琵琶湖水位は利用低水位（BSL－1.5m）を切ってしまう”

というものでした。そしてこのことを証明するために、河川管理者はこれまでに様々な「異常渇水シミュレーション」を提示して来たことは改めて申し上げるまでもありません。

これに対して私達はその都度、シミュレーションの設定条件の不合理性を指摘して来ましたが、この「モグラ叩き論争」にもついに終わりが来ました。即ち、維持流量カットについての先般の私達の質問に対して河川管理者は有効な反論が出来なかったのです。つまり

「60年確率の異常渇水に見合った取水制限と維持流量カットを行えば、シミュレーションにおいて琵琶湖水位が利用低水位を切ることは無い」との私達の主張を河川管理者が実質上、認めるに至ったのです。

これで丹生ダム「異常渇水対策容量」はその必要性の論拠を失ったと言えます。

。。

。。

。。

A、利用低水位を“下回らない”シミュレーション

これまでの私達の反論のポイントは次の2点でした。

- 1) 60年に1回という文字通りの異常渇水を対象としているにも拘らず、河川管理者のシミュレーションは上水・工水、特に上水の取水制限についての条件設定が甘い
- 2) 60年に1回という非常事態であるにも拘らず、淀川維持流量のカット（大川・神崎川の放流制限）の条件設定が甘い

そして先般、私達が河川管理者に対して

“これまで提示されたシミュレーションは全て、琵琶湖最低水位が利用低水位を下回ってしまうものばかりだったが、これでは片手落ち。シミュレーションの条件を変えて利用低水位を切らないものも示し、委員会審議において委員が両者の条件を比較検討出来るようにすべき“

との要請をしましたところ、河川管理者はこれに過剰とも言える反応を示し、10月23日の第65回委員会で「利水補足説明」なる資料を提示し（→審議資料2-3-2）、丹生ダム無しでも利用低水位を切らないシミュレーションを3種類も示しました。その概要は

次の通りです。

a) 「検討ケース 3」

維持流量を極端にカットした場合で、琵琶湖最低水位は「-1.28m」

b) 「検討ケース 5」

取水制限を極端に実施した場合で、琵琶湖最低水位は「-1.5m」

c) 「検討ケース 5-2」

取水制限の開始時期をこれまでの (BSL-0.9m) から (BSL-0.6m) に早めるもので、琵琶湖最低水位は「-1.48m」

B. 取水制限等の開始時期

河川管理者が私達の要請に応え、従来とは180度異なる「利用低水位を下回らないシミュレーション」を示したこと自体は評価出来ることかも知れません。しかし上記のようにその内容(設定条件)は常識外れで極端なものと言わざるを得ませんが、但しこの中で「検討ケース 5-2」については注目すべき点があります。つまりこのケースでは取水制限の開始時期を従来慣行より早めている訳ですが、このこと自体は私達も渇水問題を考える上で重要なポイントと考えています。

平成6年大渇水と昭和14年の場合とに共通していることは、その年の梅雨が「空梅雨」であったことで、淀川水系の場合はこれが渇水生起の「引き金」と言えますが、しかしよく考えると「今年の梅雨が空梅雨かどうか」はその年の7月20日時点でハッキリしている筈です。

では平成6年7月20日の琵琶湖水位は幾らだったのでしょうか？水資源開発公団関西支社作成の「淀川水系平成6年渇水記録」(p.58)によれば、その水位はなんと「-40cm」です。では、淀川水系最大の渇水とされる昭和14年の7月20日はどうなのでしょう？勿論、当時と現代では水使用量が大きく異なりますから、現代の使用量に基づいて河川管理者が作ったシミュレーションのグラフで読み取りますと、凡そ「-50cm」です。

つまり梅雨の終わり頃の琵琶湖水位はまだそれ程には下がっていない訳ですから、この時点で8月、9月の「渇水」を予想し、早い目に取水制限や維持流量カットに入れば良い訳です。

しかし現実はどうだったかと言えば、平成6年において取水制限に入ったのは琵琶湖水位が「-90cm」を切ってからでしたし、昭和14年をベースにした例の「異常渇水シミュレーション」の場合も同様に「-90cm」からの開始を設定条件にしています。

前述の「検討ケース 5-2」のシミュレーションで取水制限開始を「-60cm」からとしているのは早過ぎるとしても、例えば「-80cm」なら、「今年は空梅雨のため渇水が予想されるので、琵琶湖水位が-80cmに下がれば取水制限を開始する」と河川管理者などが決定・予告することは、前述の2つの渇水事例から見て時間的に可能です。そして単にこの対応を取るだけで、シミュレーションにおける琵琶湖最低水位は従来に比べ確実に10

cm 程度引き上げられることになります。となれば、前述の「補足説明資料」で最低水位が「-1.55m」とある「検討ケース2」の場合にこれを適用すれば、琵琶湖最低水位は利用低水位を切らないことになります。

C, 「検討ケース2」

しかしそもそもこの「検討ケース2」については、取水制限の開始時期を早めなくても、維持流量カット（河川管理者の表現では「維持流量放流制限」）を適切に行えば、琵琶湖最低水位は利用低水位を切らないと私達は考えますので、「検討ケース2」をこの角度から検討したいのですが、その前に「検討ケース2」のシミュレーションにおける「取水制限」について先に見て置きたいと思います。

1) 取水制限

「検討ケース2」の斬新な所は上水と工水の取水制限の手法について新方式を導入していることです。即ち従来は平成13年度の真夏のある日に記録した淀川からの取水量のピーク値（年最大取水量）を基準にし、これの10%カット、20%カットという方式であったため、10月以降の上水の取水量が大幅に減少する季節においては、実質上殆んどカットしていないというマヤカシがあったため、シミュレーションにおいて琵琶湖水位がどんどん低下する結果となっていたのですが、今回の「検討ケース2」ではこれを改め、平成13年度の月毎にその月の最大取水量に対して10%カット、20%カットという方式を取っているため、琵琶湖最低水位がそれまでの「-1.67m」から12cm上昇し、「-1.55m」とされている訳です。勿論この場合、減圧給水や、場合によっては時間給水も避けられないかも知れませんが、しかしシミュレーションの対象が60年確率の異常渇水であることを想起すれば、これは妥当な方式と思われます。

2) 維持流量カット

このように「検討ケース2」では取水制限の設定条件は妥当なのですが、もう一つの設定条件の方が“甘い”まま残されており、それが「維持流量カット」です。

河川管理者の説明によれば、「検討ケース2」のシミュレーションにおいて維持流量カット（維持流量放流制限）は次のように設定されています。

琵琶湖水位	-90cm ~ -110cm	→ 10%
	-110cm ~	→ 20%

大川、神崎川の維持流量はそれぞれ 60m³/s、10m³/s ですから、これをカット量で表せば次のようになります。

琵琶湖水位	-90cm ~ -110cm	→ 大川 6m ³ /s、神崎川 1m ³ /s （計 7m ³ /s）
	-110cm ~	→ 大川 12m ³ /s、神崎川 2m ³ /s （計 15m ³ /s）

しかしこのカット量は、特に大川の場合、過去の実績値と比べて少な過ぎます。

念のために申しますと、維持流量は河川環境にとって多いに越したことは無い訳ですが、

しかし今問題にしているのは 10 年に一度程度の通常渇水ではなく、60 年確率の異常渇水です。言わば人の一生に一度あるかどうかの非常事態ですから、この場合は人間優先とせざるを得ず、河川水の使用優先順位は次のようにすべきことは言うまでもありません。

- 1) 上水 2) 工水・農水 3) 維持用水

では「大川の実績値」はどのようなものなのでしょうか？

大川の場合、昭和 59 年～60 年と平成 6 年の 2 度、大きな維持流量カットが実施されていますが、後者は比較的短期間に大幅なカットが行われたのに対し、前者の場合は 4 ヶ月の長期間に渡って中程度のカットが行われています。今回のシミュレーションは昭和 14 年夏から翌年 2 月に掛けての長期間の渇水を対称にしたものですから、前者が参考になる訳ですが、では昭和 59 年～60 年の大川の状況はどのようなものだったのでしょうか？

この時の大川維持流量カットの詳細については、私達は 2 年前の流域委員会に意見書を出しており（意見書 No. 671）、これに添付した「毛馬水門放流量年表」に一日単位の放流量が示されています。この資料から大川ではこの時、4 ヶ月間ほぼ連日のように 20m³/s 以上の維持流量カットが実施されたことが分かります。

ではこのカットにより大川に何か大きな問題が発生したのでしょうか？

私達は先日このことを河川管理者に質問したのですが（受付番号 1205, 1206）、その回答は要約すれば次の 2 点です。

- 1) 当時は大阪臨海工業用水道に塩水の障害が出たが、その取水場も今は閉鎖しているので、現在ではこの問題は無い
- 2) 当時の記録に残された不都合な問題点は上記の件だけ。維持流量の削減は河川環境への長期的な影響が考えられるが、それらについて当時は十分な調査が行われていない。

つまりこの回答は今後同じようなカットを実施しても大きな問題は起きないと言っているに等しいと思われます。

この件については実は私達も当時の新聞報道を調べました。図書館で該当期間の朝日新聞を全て閲覧しましたが、上記の大阪臨海工水の件以外に特筆すべき記事は何一つ発見出来ませんでした。

とすれば「検討ケース 2」のシミュレーションで、前述のように琵琶湖水位が「-110cm」を切った段階で大川維持流量を僅か 12m³/s しかカットしていないのは過小であると言えます。

D. 私達のシミュレーション

そこで私達は「検討ケース 2」のシミュレーションをベースに、維持流量カットだけを昭

和59年～60年渇水の際のものに近付けた条件を設定しました（神崎川は大川とほぼ同率とした）

（琵琶湖水位）	（カット量）	（日数）
－90cm～－110cm	→ 11m ³ /s（大川 10m ³ /s 神崎川 1m ³ /s）	約 9 日間
－110cm～－130cm	→ 17m ³ /s（大川 15m ³ /s 神崎川 2m ³ /s）	約 33 日間
－130cm～	→ 23m ³ /s（大川 20m ³ /s 神崎川 3m ³ /s）	約 120 日間

この条件で計算したところ、琵琶湖最低水位は「－1.39m」程度となりましたので（→意見書No.877）、これを質問書にして河川管理者に問うたところ（受付番号 1266）、回答は次の通りでした。

“ご質問のケースの場合の琵琶湖最低水位は－1.4m程度になるのではないかと
思われます”

E. 結論

冒頭の「要旨」で述べましたように、これまで河川管理者は、既往最大渇水シミュレーションにおいて琵琶湖最低水位が利用低水位を下回ることをもって丹生ダム・異常渇水対策容量の必要性の根拠として来た訳ですが、これに対する私達の見解、即ち「取水制限と維持流量カットを60年確率の異常渇水に見合ったレベルに条件設定すれば、シミュレーションの琵琶湖最低水位は利用低水位まで低下しない」に対して、河川管理者が何ら有効な反論を為し得ていないことは以上のことから明白です。ここに私達は河川管理者がこの「異常渇水対策容量」の論拠を失ったことを強く主張するものです。

（以上）

「これからの委員会審議に求める内容」

住民参画の立場から

木村 俊二郎

1)各地で開催された意見交換会を評価する必要があります。

淀川水系流域委員会の規約に“関係住民の意見方法について意見をのべること”とあります。この規約に基づくなら、現在始動している「多くの住民の皆様から意見をお聴きするプログラム」について、住民意見聴取が適切に行われているかどうかを評価することは流域委員の責務です。

併せて意見交換会では録音記録のほかビデオ収録も行われているので、議事録も含めその会議記録の公開を求めます。

2)合意形成にむけてのステップ論の具体化を求めます。

答申「住民参加の更なる進化にむけて」の第三章に社会的合意形成へのステップ論が書かれています。このステップを具体化することこそ住民参加の「淀川モデル」と言えるものです。各ステップでどのような形の会議をどのようなメンバーで行えばいいのか具体的なシステムを示す必要があります。これこそが住民連携委員の最も重要な責務ではないのですか。

全体のシステムを示すことができなければ、現状のように部分的な一部の集会でもって“住民意見を聴いた”という形だけ整えられる結果を招くことになります。この結果これまでの議論を積み上げた住民意見聴取の意見書は住民側からみれば却って危険なものになる可能性すら捨てきれなくなります。

合意形成に向けてのステップ論の全体を早急に示さなければなりません。

3)「自分で守る、地域で守る、みんなで守る」とはどういうことなのか。

「地域で守る」という言葉が安易に言われていませんか。地域社会の崩壊が言われている現在、地域で守るということは地域に何を求めるのか明確にする必要があります。地域にどのような前提が成立しているとき、水害から守ることができるかを明確にしなければなりません。特にここ数年各地で発生した水害の中から地域社会が果たした役割を点検し、地域の役割を明らかにしなければ「地域で守る」は単に言葉の遊びになってしまいます。一見成り立っているように見られる「自分で守る、地域で守る、みんなで守る」は十分検討する必要があります。

淀川水系流域委員会 各位

「私がこれからの委員会の審議に求める内容」

「琵琶湖・淀川水系流域は住民の手で」

流域委員会が再開されて以降、近畿地方整備局の河川整備計画原案対して、委員・住民が「質問」事項を中心に審議がなされてきました。

河川管理者の回答も核心迫る事項については納得のする内容になっていません。近畿地方整備局による「整備計画原案」の流域各地で説明及び意見交換会及び琵琶湖・淀川水系市長村長懇談会も開催されています。その場に出された質問や意見・要望・取りまとめや決議等について一部は局側ホームページで明らかにしていますが、集約されたものは出ていません。まやかしの原案説明で何とか説明責任を終えるつもりです。

河川管理者は、治水に関わるものとして、ダムが出来れば流域の安全度は大丈夫だとの幻想を振りまいて権力で押さえ込もうと懸命になっています。多額の血税出費を伴う公共工事を受注しようとする業界や地方自治体を巻き込んで活動を推進しています。流域委員会委員・関係流域住民は「押し付け原案」には、良識ある専門家の知見と住民の知恵を結集して彼らの意図を見抜かなければなりません。この間、流域委員会ねばり強く審議を重ね河川管理者に対して基礎案との相違や疑問点について質問し、反論すべきところは反論をし、委員間の情報の共有を第一に真摯に審議を進められて来られたことは近畿地方整備局河川管理者も認めています。

国交省は「住民参加」「環境重視」という新河川法の原点に立ち返ることです。又、関係自治体は基礎案を踏まえ、地域の「身の丈に合う」河川整備計画を住民に説明して下さい。そして、淀川水系河川整備基本方針の差し戻し向けて「住民の手に川を取り戻すために」流域住民との対話を重ねて下さい。淀川水系流域委員会は全国に先駆けて「淀川モデル」創出に向けて革新を持って審議して下さいよう熱望します。

琵琶湖・淀川水系流域圏京都桂川流域住民 酒井 隆

平成 19 年 12 月 4 日

これからの委員会の審議に求める内容

松 倉 孝 夫

当委員会が最後の役目を終えるに当たり、どうしてもしなければならないことがあります。すなわち委員会は委員と河川管理者と一般傍聴者の三者間で合意に至ることを基本とすべきですが、合意するに至っておりません。どうしても合意できない点については両論併記のまま記録に残すことが求められています。

更にいえば、傍聴に参加しない一般国民の意見があまり見かけません。意見を出やすくするにはどうしたら良いかを関係者は考えたことはあるのでしょうか。すべての議論の結果は言いっぱなしではなく対話形式で、また易しい言葉で、編集して記録することを怠ってきたのではないのでしょうか。宮本委員長の発案で委員間での情報共有をはかる目的で3項目について担当委員によるまとめを始めたのは結構なことと思います。早い時期からこういう作業を積み重ねていけば委員の理解も、もちろん国民の理解も早かったのではないのでしょうか。そして委員会の審議も円滑に進行して、深みのある審議ができたであろうと悔やんでおります。

1200件にも及ぶ質問とそれに対する回答を体系的に整理すると、立派な答申ができるのではないのでしょうか。